星野家文書と星野長太郎

-研究史の検討を中心にして-

富 澤 一 弘

The Documents of the Hoshino and Hoshino Chotaro

Kazuhiro TOMIZAWA

Summary

As part of my study on the campaign of establishment of the law encouraging direct export of raw silk, in this treatise I examine Hoshino Chotaro, the leader of the campaign, as well as original historic materials and documents of the Hoshino. In addition I also examine the research history of the documents of the Hoshino.

The Hoshino had been well-known as a wealthy farmer since the latter part of the Edo era. It was an old family, which had taken up residence in Mizunuma-Mura, Seta-Gun, at the east foot of Akagi mountain (Mizunuma, Kurohone-Mura, Seta-Gun, presently Gunma-Ken) and whose history dates back to the Tensho period (1573–1591). The Hoshino family had succeeded the name of Shichiroemon and had accumulated the fields rapidly since the middle of the Edo era. By the 4th year of the Tenpo period (1833), they controlled more than 50ha, 300-koku stipend that included fields within Mizunuma -Mura and 11 other villages. In addition to landowning, financing and trading, they expanded their business to include shipping and management of mines. Thus the Hoshino family had grown to become a reputed wealthy farmer in Kouzuke-no-kuni in the latter part of this particular era.

In consequence of such financial success, the Hoshino family gradually came to have a closer relationship with Iwahana-Daikansho (local administration to govern the Shogunate territory in this district, presently Takasaki-shi) and its following Ashio-Jinya (where Daikan's vassals stayed, Ashio-Machi, Tsuga-Gun, presently Tochigi-Ken). They became involved in official

works such as purveyance of tribute, disposal of rice tribute, and preparation of both horsemen and their horses for the memorial services of the Shogunate at Nikko temple. The Hoshino family was then appointed to important official positions, which included: 'Gunchu – Torishimariyaku' (district director) during the 4th year of the Bunka period (1807), 'Ashio Dozan Fukisho-Sewayaku' (manager of Ashio Copper mine foundry) in the 13th year of the Bunka period (1816). The former position was to govern the neighboring 18 villages on instructions of Daikansho and the latter one was to support Ashio copper mine financially.

Through these two official positions, the Hoshino family gained closer relationship with Iwahana-Daikansho, Ashio-Jinya and Shogunate Kanjosho (the Finance Ministry). From this time forward they came to play part in governing the Shogunate territory. The 8th proprietor, Hoshino Shichiroemon Tomoari, was given permission to adopt the surname and wear swords. This privilege had been inherited to the Restoration period with the two official positions. The Hoshino family worked free of charge on the felling of trees provided for the Edo castle during the 4th year of the Tenpo period (1833). Thus during the Edo era the Hoshino family was in its heyday in the early part of the 19th century.

However the Hoshino family faced serious crises during the Restoration period, unable to recover credits for the Shogunate vassals, as well as large financial losses due to the intrusion of the new government army. As last resort for preserving his family's wealth, Hoshino Chotaro (1845 -1908), the 11th proprietor, focused his attention toward the silk industry, which had been very active since the opening of the seaport in Yokohama. During the 7th year of the Meiji era (1874), he opened the Mizunuma silk mill, the first western style of silk mill in this district. In the 9th year of the Meiji era (1876), he then sent his younger brother, Arai Ryoichiro, to New York in order to establish the silk market for their products. From the endeavors they came to realize the first direct export of raw silk, which had become a well-known event in modern history.

Hoshino Chotaro, who stood out as not only a silk manufacturer but also a silk trader in the early part of the Meiji era, had a close relation with high-ranking officials such as Okubo Toshimichi, Matsukata Masayoshi, Inoue Kaoru, Shinagawa Yajiro, Maeda Masana, Kawase Hideji and many more. In the 13th year of the Meiji era (1880), according to the government policy, which encouraging the direct export of raw silk, he took a direct part in the founding and management of Jomo Silk Improvement Company (head office in Maebashi) and Yoko-

hama Doshin Company (head office in Yokohama). Hoshino Chotaro played an active part in Gunma, Tokyo and Yokohama, and had been famous as a commendable silk manufacturer as well as a prominent businessman since the early part of the Meiji era.

According to the historical documents made during 23rd year of the Meiji era (1890), Hoshino Chotaro was the biggest taxpayer in Gunma-ken, paying in excess of 3,380 yen. He was not only wealthy but also famous, and in 12 year of the Meiji era (1879), he was elected as the first vice-chairman of the prefectural assembly. Afterward, consecutively holding various official posts, later in 37th year of the Meiji era (1904), he was elected as a member of the House of Representatives. Among these official positions, I must make special mention to the post of nation-wide associations of silk manufacture. Since the 17th year of the Meiji era (1884), Hoshino Chotaro had kept residence in Iida-machi, Koujimachi-ku, Tokyo (Iidabashi, Chiyoda-ku, Tokyo). He successively engaged as the leader of the Nipon Silk Association, Central Silk Industry Union, Dai-Nippon Silk Association and so on. In the business group campaign, he was a good helper of Maeda Masana in the latter part of the 20's during the Meiji era. The name of Hoshino Chotaro remains in the memory of the people as a great authority on the silk industry during the Meiji era.

This is an outline of the history of the Hoshino from its beginnings in the Edo era to the Meiji era, and includes accounts of Hoshino Chotaro's career. As the Hoshino had been very prominent politically and financially in their district for a long time, a number of documents were made and have been kept to present. There are more than 6,000 documents of the Edo era and 7,000 documents of the Meiji era. Referring to the documents of modern ages, there are many official documents on the government and politics. But we can also find private documents, such as diaries and letters about management of the Hoshino, Mizunuma silk mill, silk industry, silk trade, and so on. These documents include a large number of newspapers, magazines and books of which some documents remain so valuable that they are even not kept at the National Diet Library.

These documents, which show the history of the Hoshino, are well-known for their historic value as well as their enormous volume. They have been carefully kept by Ms. Sugisaki Shizuyo (1916-) who lives in Mizunuma, Kurohone-Mura, Seta-Gun, Gunma-Ken. She is one of the direct grandchildren of Hoshino Chotaro. I always owe a great deal to her. In conclusion I would like to express my deep appreciation to Ms. Sugisaki Shizuyo.

第1章 星野家の沿革と星野長太郎

弘化 2 年(1845) 2 月 3 日、星野長太郎は上野国屈指の豪農・星野七郎右衛門朋信家の嫡男として、赤城山麓の小村・勢多郡水沼村(現群馬県勢多郡黒保根村水沼)の地に出生している (1)。天正年間(1573 - 1591)に土着したという由緒を有し、寛文期(1661 - 1672)には村役人、享保期(1716 - 1735)には名主を務めていたことが判明する星野家は、元禄・宝永期(1688 - 1710)以降急速に財をなし、宝暦・明和期(1751 - 1771)には6 町 3 反余の耕地を保有する村内随一の有力農民となっている。さらに星野家は金融を梃子に土地集積に努め、化政期(1804 - 1829)を経て天保期(1830 - 1843)には、水沼村および周辺 11 箇村の耕地をあわせて 51 町 6 反余、持高にして 300石以上の水準に到達している (2)。しかも同時期の星野家は、地主経営や一般の金融・商業活動以外にも、鉱山経営――銅、明礬、石灰、砥石等――、廻船業――東北・関東間の穀物、海産物、肥料等の売買および輸送―― に手を広げて、近世後期には上野国一国を代表する豪農へと成長を遂げている。

かかる経営的上昇の結果、星野家は上野国幕領支配の要である岩鼻代官所(現群馬県高崎市)、ならびにその管下の足尾陣屋(現栃木県上都賀郡足尾町)と次第に関係を深め、御用金調達、年貢米払下応札、日光山御法会の人馬継立等の公用にも与るようになり、文化4年(1807)には郡中取締役、文化13年(1816)には足尾銅山吹所世話役という二大公用を拝命するに至っている。この郡中取締役とは、代官所と村々の間に立って「山中入十八箇村」(現勢多郡黒保根村、東村の全域、および現山田郡大間々町の一部)を支配する役儀であり、また足尾銅山吹所世話役とは、幕府直営の足尾銅山を資金面から支援する役儀であった。そしてこの二大公用を通じて星野家は、岩鼻代官所、足尾陣屋、さらには幕府勘定所とより緊密な関係を取り結ぶに至り、爾来星野家は幕領支配の一翼を担うまでの存在となっている。文化13年、八代目当主星野七郎右衛門朋存は、老中、勘定奉行の裁可の下、幕府より苗字帯刀を命じられているが、この特権は先の両役儀とともに幕末期まで世襲されていった。なおこの後、天保4年(1833)、九代目当主星野七郎右衛門朋寛は、上野国碓氷郡川浦山(現群馬郡倉淵村)の幕府御用材伐採事業を吾妻郡大戸村(現吾妻郡吾妻町)加部安左衛門とともに無償にて請負っている。蓋し八代目、九代目当主の時代こそ、近世に於ける星野家の全盛期であった。

しかしながら星野長太郎が成長し、年寄見習として最初の公的活動を開始する幕末・維新期 (3)、星野家の経営は重大な転機を迎えている (4)。即ち天保大飢饉の打撃の下、星野家は小作料減免、債権放棄を余儀なくされると同時に、多額の御用金上納、救恤資金の醵出――例えば天保 7年 (1836) 11 月、大間々町打毀し回避のため、千名余の徒党を前にして私財 500 両の提供を約束、以てその暴発を未然に阻止している―― も余儀なくされている。さらに窮乏を訴える旗本数家に提供した資金も、岩鼻代官所、足尾陣屋に提供した資金も、幕府瓦解の結果、回収不能に陥っている。しかもかかる苦境に追い討ちをかけるように、慶応 4年 (1868) 閏 4 月、東山道総督府先鋒隊参謀の祖式

金八郎一行により十代目当主の星野七郎右衛門朋信以下、一族35名が逮捕され、内7名――当主の他、星野長太郎、そして新井良助こと、後の新井領一郎も含まれる――が館林城下(現館林市)に引致されるという事件が発生している(5)。これは佐幕派の嫌疑に伴うものであったが、その際には星野家の田畑屋敷は言うまでもなく、家財一切に至るまで官軍側に没収され、土蔵内の器物、衣類等は即座に焼却されている(6)。この凶事にあたり水沼村を始めとする山中入十八箇村の村役人、僧侶、修験者等は挙て助命嘆願に奔走しており、さらに星野家の親戚にあたる武蔵国幡羅郡下奈良村(現埼玉県熊谷市)の豪農吉田市右衛門――薩英戦争中、英国側の捕虜となり、横浜で解放された寺島宗則、五代友厚を匿った人物にして(7)、かねて勝海舟とも親交を有していた――から依頼を受けた寺島宗則、勝海舟も総督府に対して一同の釈放要請を行っている(8)。一方同時期、総督府内の彦根藩関係者は、星野家の親族に対して非公式ながら釈放条件を提示、2000両の献金要求を突きつけている(9)。満額か否かはともかく、この献金は星野家の一族により上納をみたことであろう。結果的に5月中旬、東山道総督府は冤罪証明――右八全ク讒者之為二陥り候段甚不便之事被察候 依之封印附置候家財幷田園如元差戻候間 右封印ヲ切解―家安堵致候様可相心得候――を発行、5月17日、一同青天白日の身となっている(10)。

しかしながらこの変事に際して、星野家が失ったものは余りに多かった。邸内の居宅も土蔵も火を放たれ、土蔵 2 棟と酒蔵、そして旗本級の壮大な長屋門を除き、家屋全てを失っている。封印を免れていた家財の多くも持ち去られており、 戦国期以来の家宝も、 この時に行方不明となっている $^{(11)}$ 。経営関連の帳簿類、金銭貸与の証文類も全部が無事であった訳ではなかった。従って官軍から田地家財の返付を被ったにせよ、星野家が数千両規模の一大損失を余儀なくされたであろうことは確実である。

ところで慶応4年6月、星野七郎右衛門朋信は上野国旧幕領支配の要である前橋鎮撫所附総長に任命されている (12)。前橋鎮撫所とは維新政府の指示、前橋藩の監督の下、旧幕府直轄領、および旧旗本領の村々の民政全体を司る最高機関であり、同年8月末、岩鼻県(慶応4年6月17日設置、明治4年10月28日廃止)への全面的権限移行までの3箇月間存続した。星野七郎右衛門朋信は、この機関の三総長のひとりとして抜擢を受けているが、「勤中騎馬槍差許 御目見以上之格二申付拾五人扶持遣し候」という出格の待遇であった (13)。また星野長太郎も同年8月、ふたりの弟とともに前橋鎮撫所附属の職に任命されており、公用のため頻繁に前橋鎮撫所、岩鼻県役所に赴いている (14)。

ついで前橋鎮撫所解消の翌月、即ち改元と同月の明治元年9月、星野七郎右衛門朋信は岩鼻県附属取締役に任命されている (15)。また星野長太郎も岩鼻県附属公用掛に任命されている。かくして星野七郎右衛門朋信、星野長太郎父子は、成立間もない岩鼻県下の民政を担っている。なお両者がいつの時点までこの職務に止まっていたかについては明徴を欠くものの、星野長太郎は、その「履歴書」によると、数箇月にして辞職とあることから、恐らく初代岩鼻知県事大音龍太郎の罷免(明治元年12月7日付)前後、「会計下吏」の職務を離れて帰村したものの如くである (16)。

ここで目を転じて明治維新期に於ける星野家の経営事情について確認しておきたい。明治元年当 時、46歳である星野七郎右衛門朋信、24歳である星野長太郎の父子にとって、深刻な打撃を被っ たところの家政再建は、まさに喫緊の最重要課題であった。星野家にあっては、星野七郎右衛門朋 信の前橋鎮撫所附総長拝命に伴い、同年6月26日、「家法」改革がなされており、以下の決定が成 文化をみている。即ち星野七郎右衛門朋信夫妻、七重郎(星野長太郎の弟)以下の家族、使用人の 計10名は「専ら御用向」に関与すること、星野長太郎夫妻以下の家族、使用人の計6名は「総長役 所相勤候余力を以農事二関係可致事」そして星野周次郎(星野長太郎の弟)夫妻以下の家族、使用人の 計5名は「酒造蔵江引移り家務一式是迄通世話いたし候」ことの三条が取り決められるに至ってい る(17)。その結果、星野七郎右衛門朋信は公務に専念、星野長太郎は公務の余力を以て農業に従事、 また弟の周次郎は酒造、金融、その他家政向一切を担当することになっており、星野家経営再建の 二柱が農商両分野に置かれていたこと自体、明らかである。先学の研究によれば、星野家の慶応3 年当時の年収は約 2500両 であり、その内訳は酒造から約 1000 両、金融から約 500 両、桑売却から 約500両、小作料から約340両というものであり、酒造の比重が突出、ついで金融、桑売却が同等 比重で続いている⁽¹⁸⁾。一方小作料の比重は、水田が皆無に近く、しかも急峻な山間部であったた め、平坦部とは異なり僅かなものに止まっている。やはり50町歩を越える耕地からの作徳としては、 340 両という水準は決して高いものではない。従って以上の収入構成からするならば、家政改革当 初の星野家が酒造や金融、桑樹培育に力点を置いたことも当然のことであった。

ところで維新期に先立って文久元年(1861)、17歳の時、星野長太郎は郷里の農事改良を志し、 自ら耕耘・開墾の作業に従事しつつ、収穫や利益の拡大を目指して試行錯誤を繰り返していた。こ れは江戸遊学―― 林家家塾で儒学を、千葉道場で剣術を学ぶことが当時の星野家子弟の常―― に際 して得られた知見に基づく実験であったかも知れない。尤も「赤城山脈ノ半腹ニ位シ 四面皆山二 シテ水田ニ乏シク 多ク磽确ノ粗畑 ゴニシテ 到底耕耘ノー事ノミテ経済ヲ為ス能ハサル」現実を 再確認せざるを得なかったのである (19)。 即ち地味に乏しい山間耕地―― 山中入十八箇村にあって は、下畑、下々畑、山畑の如き生産性に劣る畑地が全耕地の九割を占めている 200 ―― に対して如 何に人夫や肥料を多投しても収穫向上は限定的であり、予期に反して収支相償うまでに至らなかっ た。この小さな蹉跌の結果、星野長太郎は農事改良からさらに養蚕・製糸改良に着目、試行錯誤を 重ねていくことになった。慶応3年(1867)元旦、星野長太郎は家督を相続 (21)、実権や公用は相 変らず父が進退するところであったが、未来の当主としてより責任ある立場となった星野長太郎は、 家政再建の方法を思案し続けていたことであろう。そしてこのような模索がなされていた折柄、先 述の如き官軍乱入一件が出来、愈々家政再建の必然性が生ずることになっている。史料上、いつの 時点で星野長太郎が経営上の全権を委ねられ、自己の判断の下、家政を切り盛りできるようになっ たかは、現在のところ詳らかでないものの、明治5年(1872)頃には父が公務・家政より完全に引退、 齢28歳の若き家長の下、星野家の経営刷新が開始をみている。

この明治5年の時点で星野長太郎は、「蚕糸ノ事業八古来土地ノ物産ニシテ 疲瘠ノ畑地モ善ク

桑樹二適シ 到タル処養蚕ヲナサヽルナク 又土地ノ溪水能ク製糸二適シ古来ヨリ有名ノ製糸ヲ出タセリ 此二業ヲ拡張セハ又大ニ経済ノ補助ヲ為スヘシト思考」、改めて養蚕、製糸の二業を家政再建の切札として経営の主軸に据えるべく決意するに至った (空)。そして自身は製糸、実弟等は養蚕を通じて経営再建の事業に専心着手していくのであった。近世中期以来の金融・酒造重視の路線から離れて、蚕糸業を経営の主軸に据えたこの決断は、文字通り若き家長の最初の重大決定であって、学史に名高い水沼製糸所の開業、さらに本邦初の生糸直輸出の敢行も、かかる決定の裡に双葉を萌していくのであった。

明治 5 年(1872) 7 月、家業を弟たちに委ねた星野長太郎は、当時日本屈指の声望を有していた前橋製糸所――明治 3 年創立の前橋藩営製糸所の後身にして、小野組所有に係る――に伝習のため入所を申請、旧前橋藩士速水堅曹の許可・指導の下、同年 9 月 27 日より明治 6 年 1 月 28 日まで本邦初の器械製糸場に於いて最先端の製糸技術を学んでいる (23)。この後、「蚕紙売捌御用」のための短期帰村を挟んで、星野長太郎は、明治 6 年 2 月、妻女香久、および工女 3 名を率いて再入場を果たしており、さらに数箇月間にも及ぶ製糸実習に従事している。ついで退所帰村の後、速水堅曹の助言を踏まえて同年11 月、製糸場建築に着手、明治 7 年(1874) 2 月、開業を迎えている (24)。これが県下初の民間洋式器械製糸場・水沼製糸所であり、創業時点では器械 32 台―― 官営富岡製糸場の 300 台は別格として、前橋製糸所の 24 台を大きく上まわる規模――、豊富な水力を以て動力としていた。

尤も明治7年当時、6600円以上という巨額の創業費・営業経費を要した水沼製糸所が利益を齎らすまでには、なお期間を要している⁽²⁵⁾。また工女募集上の困難から、初年度は器械32台の全面的稼動にまでは漕ぎつけておらず、製糸技術の定着上の問題から工女一般の技量はなお発展途上にあり、しかも官民双方の伝習希望者も出入が激しく、製造上の戦力とはなり得なかった。短い労働時間、手厚い福利厚生、そして夜学まで備えた水沼製糸所は、北は開拓使、南は九州の熊本、長崎両県に至るまで、全国各地からの伝習希望者を積極的に受け入れ、同時代に於ける全国屈指の模範的製糸場であったが、反面収益上の問題を当初より抱えていた。

しかのみならず居留地貿易体制下、一方的優位を保っていた横浜外商は、常時世界標準価格の五割前後で生糸購入を行っており、如何に精良な生糸であれ、荷数が揃わない限り、高価な取引を肯わなかった。その結果、水沼製糸所は収支相償うまでには至らず、かつ購繭費、人件費を中心とする4000 円規模—— この金額は同期の星野家の年収に倍する—— の運転資金を毎年要することになったため、資金面から水沼製糸所を支えていた親族、さらには前当主からも異論が噴出している(26)。この時期、星野長太郎は熊谷県、ついで群馬県に向けて勧業資金借入を申請するとともに、政府・内務省に向けても強く窮状を訴え、資金貸与を再三にわたり要請している。しかしながら認可までの時日は長く、しかも金額も意の如くではなかったため、勧業資金以上に高利の銀行資金等に依存せざるを得ない事態となっている(27)。かかる苦境の折、星野長太郎はまさに起死回生の手段として、まず居留地外商を介した欧州への委託輸出、ついで外商を介さない直接的輸出、即ち直輸出の

可能性に注目、実行を図るのであった。

ところで星野長太郎よりちょうど 10 歳年少の実弟、新井領一郎(安政2年7月19日生)は、明 治2年から3年にかけての東京遊学の後、勢多郡下田澤村(現勢多郡黒保根村)の養父新井系作の 下、繭や生糸の仲買に従事していたが、星野長太郎の勧奨と自身の強い希望から明治6年(1873)、 群馬郡高崎駅(現高崎市)の小泉篤の英学塾に入学、師の度会県出仕に伴い伊勢山田(現三重県伊 勢市)に赴き、翌年5月まで度会県英語学校に於いて英学を修めている ⑵。ついで明治7年、再 度東京に遊学、浅草の化成社(後、市ケ谷)なる英学塾で修学を深め、明治8年、銀座商法講習所 (現一橋大学の前身)に入所、米国人から洋式簿記を学んでいる 250。明治7年2月、水沼製糸所創 業と相前後する新井領一郎の英学・商法修業を考慮する時、早くも明治7、8年の段階から星野長 太郎の胸中には、実弟の横浜派遣、転じて海外派遣の構想が萌していたであろうことは確実である。 始製出ノ生糸八都テ横浜二搬出シ売却セシモ 荷高ノ少数ナルタメ外人八勿論我売込問屋等モ蔑 視シテ品質ノ良否ヲ問ハス低価ニ売却セサルヲ得スシテ 其結果タル出入相償ハスシテ云フベカ ラサルノ困難ヲ来タシ 家産モ為メニ蕩尽セントスルノ勢ニ迫セリ 其親戚朋友皆製糸器械ノ不 可ヲ唱ナビ廃業ヲ促ス事頻ナリ 然レトモ退テ生糸需用上ニ付考案スレハ精粗素ヨリ同一ノ価格 ナルノ理ナシ 現二我地方従前ノ製糸ヲ以テ桐生織屋二販売スル其品位ニヨリ格段ノ差価アレハ 海外ノ織絹家ト雖トモ豈其情ニ於テ異ナランヤ 是畢竟売却ノ途其宜キヲ得スシテ製糸家八仲買 ノ中間二介在セルカ為メニ直接ニ消費者ノ嗜好ニ探知スル事ヲ得サルニ依ルト思惟シ 茲ニ始メ テ海外直輸ノ念ヲ起セリ

(「履歴書」(星野長太郎) 明治 26 年 4 月 20 日、星野家文書 近代未整理文書)

伊勢修学に 90 円以上、東京修学に 150 円以上の出費を要した新井領一郎の英学修業は、商法講習所入所、経済学、経済数学、英文簿記の学習―― 渡米決定のため、商法講習所第 1 期生として在籍した期間は、僅々 3 箇月に過ぎなかったものの、その成績は極めて優秀であり、後年証明される卓越した商才、語学力は既にこの時点に於いて発露をみている―― の事実から推して将来の貿易実務担当を意識したものであったことは明らかであり (30) 、海外需要者との直接売買という前例なき構想と平仄をあわせたものであった。

星野長太郎は既に明治7年(1874)11月、即ち水沼製糸所開業の年に横浜居留地英八十九番館キングドン=シュワーブ商会(Kingdon,Schwabe&Co.)に対して器械糸300斤の販売を委託、英国倫敦、仏国里昂の二大市場に於いて試売を行わせている(31)。明治8年2月10日付、倫敦生糸商からの商館への報告によれば、水沼製糸所の生糸は揚返しの工程に関して若干の改良の余地を残していたものの、「糸線八随分立派二出来生糸ノ性質八良好二御座候」「上等繭御撰択相成能ク綾を掛ケ色澤清鮮二御製造相成候八、随分上直段二売却シ得ベシ 且有名品ト相成可申候」と高評が与えられており、しかもこの生糸の欧州販売一手引受けまでもが打診されている。尤もこの試売は、商館側の手数料から運賃、その他輸出諸経費一切を水沼製糸所側が負担したため、収支相償うまでに

は至らなかったが、商館を通じて世界二大需要地の生糸商人からの技術的指摘と助言を受けることができ、星野長太郎自身にとって貴重な経験となった筈である。両親を筆頭とする家族、親戚の強い反対にもかかわらず、器械製糸の優位性、将来性を確信して製造に努めてきた星野長太郎にとって、自家製生糸が英国倫敦、仏国里昂に於いて高評を博したことは強い自信と励みになったことであろう。

因みに後段に付随して述べておくならば、明治8年(1875)3月、水沼製糸所の見本生糸は駐米国紐育副領事富田鐵之助の手を経て米国絹業協会に提出をみており、他の全国各地の生糸80余種ともども米国絹業協会による検査に付されている⁽³²⁾。その結果、官営富岡製糸場の生糸を押さえて、民間の前橋製糸所、水沼製糸所の生糸がより上位の評価を受けている。従って英国倫敦、仏国里昂、米国紐育の世界三大生糸市場に於ける高評獲得は、資金的困難と周囲の無理解にさらされてきた星野長太郎にとって、事業継続上の強い確信につながっていった筈である。

ついで明治8年12月、星野長太郎、新井領一郎兄弟の人生を画する一大転機が訪れている。この月、順天堂創始者佐藤泰然の長子にして、米国紐育に「日本米国両商組合会社」を設立して雑貨等の販売に従事していた佐藤百太郎は、熊谷県権令楫取素彦と接触、紐育の自店に於いて生糸販売に従事する「生徒」即ち商業実習生の募集を打診してきた⁽³³⁾。これをうけて権令以下、県当局は、直ちに星野長太郎に照会、かくして県当局、そして実兄星野長太郎の強い意向の下、新井領一郎に白羽の矢が立てられるに至っている。星野長太郎は12月6日付の書翰を以て、当時在京、商法講習所通学中の新井領一郎に対して実習生応募と渡米の決断を促しており、また12月17日付の書翰によれば、先の書翰の日付の翌日、12月7日、佐藤百太郎、および熊谷県中属伊藤小舟(蚕糸業行政担当責任者)両名が親しく水沼製糸所を訪問していることがわかる⁽³⁴⁾。この訪問の結果、両者と社長星野長太郎の間で必要経費の問題等、実際上の協議が遂げられており、旅費・実習費をあわせれば600円という巨額の出費を伴うこの計画は、ここに始動するのであった。

当初熊谷県当局が想定していた実習生派遣の県費補助については叶わず、その支出は渡米旅費の一時立替に止まったものの、権令楫取素彦以下、県当局の強い支援の下、この計画は着々進展をみることになった。かかる経緯を踏まえてのことであろう、新井領一郎の養父母はもとより、実の父母、家族、そして一族からも異議が表明されることなく、この決定は同月中、確定をみている。その後、新井領一郎の渡米準備は着々と進捗、明治9年(1876)2月29日、外務省からの渡航証明書が発行・入手されており、3月10日、横浜港からオーシャニック号にて出発、引率者佐藤百太郎、そして森村豊等他の実習生とともに渡米の途に就いている(35)。

有名なる大医佐藤舜海先生の一子百太郎君八 先年より美国ニウヨルク府に一店を開らき商業を 営み居られけるが 昨年の秋ごろ一寸帰国して日本の物産を取り調べ 東京西京の商人に引合ひ 送り荷や注文物等の約定を結び 今日出帆のオシアニック号にて美国へ帰らる > に付き 早川忠 七、新井領一郎、森村豊、増田東一の四氏も商法修業の為め同船して行かれたるよし

(「東京日日新聞」明治9年3月10日(1))

この渡航に際して新井領一郎は、水沼製糸所の見本生糸を帯同、あわせて親族より託された桐生織物、麻糸(富岡近郊産出)の見本も持参しており、米国紐育に於いて商機を窺う準備は既になされていた (36)。そして太平洋横断の航路に 15 日間、列車待ちと静養に 4 日間、北米大陸横断鉄道の陸路に 13 日間を要した一行の旅が終り、紐育に到着したのは 4 月 10 日のことであった (37)。新井領一郎はこの後 4 週間、佐藤百太郎の店舗を手伝いながら現地に順応した上で、 5 月初旬、紐育市内の生糸仲買商を訪問、見本糸を提示して商談を申し入れている (38)。その結果、米国絹業協会の有力構成員にして、終生新井領一郎と親密な関係を保った生糸仲買商 B.Richardson との間で 5 月7日までに内約を、さらに 5 月 22 日には正式な契約―― 水沼製糸所の生糸 400 斤を 1 英斤につき紙幣 6 ドル半(金貨 6 ドル)で購入、納期は 9 月中―― をそれぞれ取り交している (38)。この価格は当時の紐育生糸相場―― 欧州製は紙幣 7 ドル、清国製は 5 ドル半 - 4 ドル―― に比して高価であり (40)、しかも初対面、異邦人である相手から伊仏製生糸と伯仲する価格にて購入を求められたことは、如何に水沼製糸所の生糸が品質上、優れていたのかを雄弁に物語っている。新井領一郎は契約締結の翌日、書翰を以て家兄に朗報を伝えるとともに、「先日之見本二勝共少シニテモ劣ラサル様」な高品位の生糸を製造して発送するように求めている (41)。

ところでこの書翰が星野長太郎のもとに届けられた明治9年6月末から7月当時(到着月は不詳なるも、紐育-東京間の郵便は到着までに約1箇月の時日を要す)、横浜生糸市場では激変がみられた。即ち平年に比して3割の収繭量という伊国養蚕の極度の不振が報じられた結果、7月から9月にかけて生糸相場が激騰、官営富岡製糸場製の1250ドル(1俵=100斤)を筆頭に群馬、福島、山梨各県等の有名器械製糸は軒並み1000ドルの大台を突破、さらに器械製糸の払底の結果、群馬、長野両県下産出の座繰製糸も高騰して800ドルの大台を突破、数年来の低迷続きの糸況が一変、沸くが如き活況を呈するに至っている(42)。この事態をうけて新繭相場も激騰・払底を来しており、水沼製糸所も営業上、高価な原料購求を余儀なくされるに至っている。従って500ドル前後に低迷する数年来の糸況からすれば、米国人B.Richardsonが提示した購入価格800ドルはまさに破格の好条件であったが、この明治9年秋に至る横浜市場の急騰は文字通り未曾有の高水準――この後も明治28年(1895)まで再来をみない激騰――にして、恐らく水沼製糸所の高品位を以てすれば1100ドルの大台突破は確実であった。それ故、大幅な利益確保の見地から、米国人との契約履行を怠ってでも横浜売却を優先すべきであるとの親族の主張が現れたとしても、別段不思議ではなかった。つまり創業以来の累積赤字を一掃して、現今の割高な原料購入費を高い売却利益を以て相殺する好機は、事実、眼前に控えていたのであった。

しかしながらかかる情報を家兄を通じて入手した新井領一郎は、「一旦定約致候事也 且後来信 ヲ結ヒ長ク公利ヲ謀ルベキナレバ無拠先日之直段ニ而売捌積リ」と書翰で宣言して飽迄契約の遵守 を主張、星野長太郎とともに一族の要求を撥ねつけている (43)。かくして B.Richardson 注文に係 る生糸 4 箱、400 斤は、星野長太郎の手を経て 8 月 25 日、横浜港から発送され (44)、9 月 28 日、

新井領一郎から正式に納品がなされている⁽⁴⁵⁾。この生糸の受渡しに先立ち、 B.Richardson は 9 月 26 日付を以て研究史上、戦前から著名であった次の書翰を新井領一郎に発し、契約厳守を称揚、爾後の商談を約束している⁽⁴⁶⁾。

Mr. R. Arai

New York, Sept. 26,1876

Dear Sir,

I have your note of the 21st. I am glad you have filled the order we gave you at the prices advanced on your hand. You have asked like an honest merchant, and you will not hereafter be sorry that you did so. After your doing as you have done, I beg to assure you that I will do my best to improve the prices for you.

Yours faithfully, B.Richardson

(加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男編『日米生糸貿易史料』第1巻、近藤出版社、昭和62年7月、24 1·242頁。この史料は、米国・新井家文書による)

この後、B.Richardson は、水沼製糸所の生糸購入者と交渉、1英斤あたり1ドルの値上げを承諾させ、500ドル以上の価格上増しを実現(400斤=532英斤)、新井領一郎の契約履行とその誠実さに報いている⁽⁴⁷⁾。そしてこの明治9年9月、水沼製糸所の生糸取引こそ、近代蚕糸業史、ならびに近代貿易史上に名高い生糸直輸出の初例であり、星野長太郎、新井領一郎の後半生を決定づける重大契機となっている⁽⁴⁸⁾。以後の両者の動向については、次号以降に於いて言及するため、敢て立入らないが、この生糸直輸出の成功は、明治13年(1880)12月、本邦初の生糸直輸出商社・横浜同伸会社の創立につながっており、嗣出の論文を通じて詳密に検討をみる生糸直輸出運動史の濫觴・出発点となっている⁽⁴⁹⁾。

表1は星野家文書より作成した星野家歴代当主一覧、星野家・新井家略系図、そして星野長太郎履歴一覧である。これら歴代当主の活躍をうけて第十一代当主となった星野長太郎は、既に明治初年から全国屈指の模範的製糸業者として、また生糸直輸出運動の指導者として嘖々たる名声を有し、日本蚕糸協会、蚕糸業組合中央部、大日本蚕糸会、日本蚕糸会等の全国規模の蚕糸業団体幹部を歴任、斯界の「泰斗」と謳われた人物であり (50) 、最晩年には衆議院議員も1期務めている。この人物の活動の軌跡、ならびにその史料に即して本論文は叙述をみるものである。

表 1 - (1) 星野家歴代当主一覧

代		戒名・名乗り	没 年	備考
始:	祖	星光院悟山玄道居士	天正19年3月8日 (1591)	二子に分割相続させる
初	代	管星院霊岳曹源居士	正保4年8月8日 (1647)	二男の家系
= -	代	天壽院松室宗寒居士 七郎右衛門	元禄10年10月24日 (1697)	
Ξ ·	代	放光院實翁宗悟居士 七郎右衛門	延宝 3 年 4 月29日 (1675)	早世
四	代	了義院徹雲大通居士 七郎右衛門(彌兵衛)	享保3年2月19日 (1718)	初代の二男が家督相続
五	代	自星院大圓安休居士 七郎右衛門	明和 3 年 1 月23日 (1766)	
六	代	瑞光院寶山良傳居士 七郎右衛門朋明(半兵衛)	寛政 7 年 8 月24日 (1795)	
t	代	長星院鶴仙泰壽居士 七郎右衛門邦矩(新七)	天明8年3月21日 (1788)	
八	代	瑞雲院鶴翁永存居士 七郎右衛門朋存(長兵衛、耕平)	天保 9 年 6 月21日 (1838)	幕府より苗字帯刀御免
九	代	幽香院壽松泰岳居士 七郎右衛門朋寛(長兵衛)	安政 3 年11月 4 日 (1856)	天保7年、大間々騒動を鎮撫
+ -	代	見性院禅戒義範居士 七郎右衛門朋信(彌平)	明治19年9月4日 (1886)	慶応4年、前橋鎮撫所附総長に就任
+	代	長松院仁山良義居士 長太郎朋愷 (ともやす)	明治41年11月27日 (1908)	製糸業者・貿易業者 衆議院議員
+=-	代	大樹院聖峰治範居士 元治〔もとじ〕	昭和30年1月16日 (1955)	製糸業者・産業組合指導者 県会議長
十三	代	顕教院大哲愷悌居士 愷〔やすし〕	昭和61年7月25日 (1986)	東京工業大学名誉教授 工学博士

典拠 星野愷氏作成「星野家系図」による。なお「星野家文書」により一部補訂を加えた。

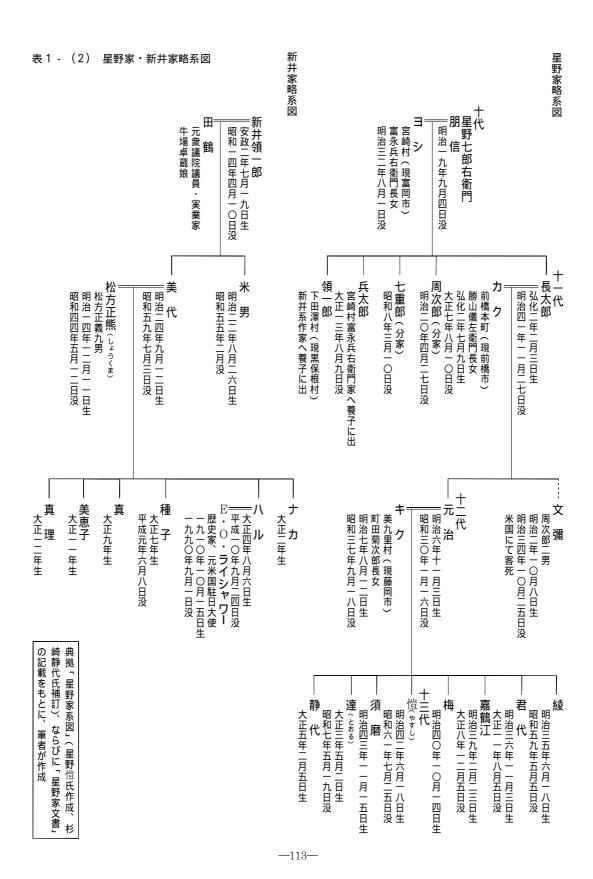


表 1 - (3) 星野長太郎履歴一覧

年 月 日	履
弘化2年2月3日	星野七郎右衛門朋信、ヨシ夫妻嫡男として出生
慶応3年元旦	家督相続
明治元年3月	年寄見習、および足尾銅山吹所世話役見習となる
8月	前橋鎮撫所附属となる
9月	岩鼻県公用掛となり苗字帯刀御免、数箇月後辞職 [会計担当]
5年9月	製糸伝習のため、前橋製糸所へ入場、速水堅曹に就く
6年11月	水沼製糸所建築開始
7年2月21日	水沼製糸所開業
11月	横浜英八十九番 Kingdon, Schwabe&CO. を介して欧州へ試売
9年3月	実弟・新井領一郎を米国に派遣し、販路開拓に従事させる
7月	熊谷県第二課附属世話掛拝命[熊谷県勧業掛]
9月	生糸400斤を米国に直輸出 [本邦初の生糸直輸出]
10年7月	改良座繰結社・亙瀬会社結成、「勘査人」就任[本邦改良座繰・産業組合の嚆矢]
8月	改良座繰製糸200斤を米国に直輸出 [本邦初の改良座繰製糸の直輸出]
10月	群馬県第二課附属世話掛重立拝命[群馬県]
	水沼生糸改所頭取拝命[群馬県]
	仏国万国博覧会で一等賞金牌受賞
11月	第1回内国勧業博覧会で鳳紋賞牌受賞
11年6月	桐花、敷島、沼田、亙瀬、黒川、山田の六組連合の組織・精糸原社設立、副頭取
	就任
12年4月	県会議員に当選、初代副議長に就任、県会終了後直ちに辞職
9月	横浜共進会生糸繭審査掛拝命
11月	横浜共進会で一等賞金百円下賜
13年7月	濠州メルボルン府万国博覧会で二等賞受賞
12月1日	上毛繭糸改良会社開業、頭取就任
15日	横浜同伸会社開業、取締役就任
14年3月	第2回内国勧業博覧会審査官拝命
4月	大日本農会創立(幹事長品川彌二郎)、特別会員として参画
6月	第2回内国勧業博覧会で銅牌、有功一等賞牌受賞
10月	八王子共進会で二等褒状受賞
15年9月	桐生七県連合共進会で二等賞銀杯受賞
16年 5 月	農商務省製糸諮詢会会員拝命
	日本蚕糸協会幹事就任
17年6月	[この頃東京市麴町区飯田町4丁目8番地に邸宅を構える]
18年3月	繭糸織物陶漆器共進会審査官拝命[東京上野開催]
5月	藍綬褒章を賜わる

年 月 日	履歴
明治19年4月	群馬県蚕糸業組合取締所頭取就任
5月	蚕糸業組合中央部幹事就任
	日本蚕糸協会幹事兼第一部長、および群馬県蚕糸業組合取締所頭取辞職[改組
	ならびに兼務不可のため〕
20年7月	上毛繭糸改良会社頭取辞職
22年 3 月	蚕糸業組合中央部幹事辞職[同組織廃止のため]
6月5日	生糸消費地の見分のため、米・仏・伊三国へ視察旅行に出発[横浜発]
23年3月9日	欧米視察旅行より帰国[横浜着]
4 月	農商務省蚕糸業諮詢会委員拝命
	第3回内国勧業博覧会審査官拝命、第三部勤務を命じられる[内閣]
11月1日	藍綬褒章飾版を賜わる[内閣]
11月	第3回内国勧業博覧会審査官被免
	中央蚕糸協会、および蚕種検査法実施会結成[帝国議会への圧力団体]
24年6月	蚕業中央協会結成、幹事就任[帝国議会への圧力団体]
12 月	臨時博覧会事務局評議員拝命[内閣]
25年4月17日	大日本蚕糸会創立、評議員就任 [32年4月まで]
4 月	蚕業振興同盟会結成、幹事就任
6月	蚕糸業振興会結成、幹事就任
26年10月	大日本農会第13回農蚕品評会審査委員に委嘱される
27年4月	臨時博覧会事務局評議員被免
11月	全国蚕糸業大会特別委員就任[全国蚕糸業大会会頭 前田正名]
12 月	日本蚕糸会中央本部主事就任[日本蚕糸会会頭 前田正名]
28年3月	第4回内国勧業博覧会審査官拝命、第一部勤務を命じられる[内閣]
5 月	第4回内国勧業博覧会審査官被免
29年11月	臨時博覧会評議員拝命[内閣]
30年 5 月18日	清国蚕糸業見分のため、江蘇、浙江、西広、東外各省へ視察旅行に出発[横浜発]
7月30日	清国視察旅行より帰国[横浜着]
31年4月	大日本農会紅白綬有功章受賞
35年8月	大日本蚕糸会技芸委員に委嘱される
36年3月29日	大日本蚕糸会金賞牌受賞
37年3月1日	衆議院議員当選[群馬県郡部選出]
4 月	大日本蚕糸会参事・評議員就任 [38年8月まで]
38年8月	大日本蚕糸会理事就任 [41年12月まで]
39年4月1日	勲四等に叙せられ、旭日小綬章を賜わる
41年3月	衆議院議員満期退任
11月27日	逝去[東京市麴町区飯田町4丁目8番地邸内]

注1:典拠 「星野長太郎履歴」(「星野家文書」)。この史料は明治41年星野長太郎没後成立。なお他にも数点、成立年次の異なる履歴書があるので、それらの記述も参考にした。

注2:一部の記事は他の「星野家文書」で補った。 注3:表中の[] は筆者が補ったものである。

第2章 星野家文書とその研究史

本章ではまず本論文の根本史料である星野家文書について確認を加えておきたい。現在星野家文書は、星野長太郎直系の孫にあたる杉崎静代氏(大正5年2月5日出生)により旧星野家邸内の土蔵に於いて保存・管理がなされている。星野家文書は近世初期より昭和前期に及ぶ一大文書群であり、目録化をみた史料だけでも近世約6000点、近代約7000点にも上るものの「い」、なお書翰を中心とする厖大な未整理文書を包含しており、恐らく文書総点数は2万点を越えている。これら文書群中、殊に注目されるものは星野長太郎が残した優秀な一次史料――日記、日誌、草稿、書翰等――であり、これらの史料は1000点以上にも達している。それに新聞、雑誌、刊本等の同時代の関連史料を累加するならば、合計2000点以上にも及ぶことであろう。当然のことながら、これらの文書には公私両面にわたる豊かな情報が秘められており、しかも国立国会図書館以下、各種史料保存機関に現存しない貴重な文献が多数含まれている。本論文に於ける筆者の叙述は、かかる一大文書群の精査・検討の成果を土台としたものであり、これに関連史料の蒐集・検討を通じて得られた知見を付加、以て体系的に構築をみたものである。

なお筆者は、現在単独で星野家文書の史料整理に従事しており、本論文執筆に際しても史料整理 の過程で得られた新出史料の紹介・活用が強く意図されている。蓋し関東大震災、そして第二次大 戦に伴う戦災の後、本邦には質量ともに星野家文書に比肩し得る生糸直輸出関連の史料群は存在し ておらず、本論文の基幹部も、その多くは「天下の孤本」群とも言い得る希有な原史料・刊本等か ら綴り出されている。

ついで本論文の主題とも関わる近代星野家文書使用の研究、乃至概説について一覧しておきたい。 管見によればその初例は、明治33年(1900)5月刊行、大塚良太郎『蚕史』前編の記述にまで遡る⁽⁵²⁾。星野長太郎の家宰・側近にして、当時横浜生糸検査所技手の職にあった大塚良太郎は、星野長太郎提供に係る一次史料を誰よりも豊富に利用し得る特別な立場にあり、その成果は前編・後編をあわせて1100頁(統計57頁をも含む)という『蚕史』の随所に鏤められている。これら全箇条を逐一指摘するには及ぶまいが、例えば前述の明治8年(1878)2月、外国商館試売関連書翰⁽⁵³⁾、さらに明治9年9月、生糸直輸出成功関連書翰⁽⁶⁴⁾は、いずれも星野長太郎自身が提供した史料に他ならない。

この後、昭和前期になって藤本實也が生糸直輸出に至る経緯を叙述しているが、これらは大塚良太郎『蚕史』の祖述に他ならず、藤本實也が星野家文書を閲覧・入手して紹介したものではなかった (55)。同様に藤本實也は『日本蚕糸業史』第 1 巻 (56)、第 2 巻 (57)、ならびに『開港と生糸貿易』下巻 (58) に於いて星野長太郎、水沼製糸所、上毛繭糸改良会社、横浜同伸会社等に関して簡単な叙述を行っているものの、これらも星野家文書の知見の下、綴られたものではなかった。そして原史料に依拠せざる生糸直輸出の叙述は、昭和 30年(1955)8月刊行、『群馬県蚕糸業史』上巻 (59)、昭和 33 年 12月刊行、『農林行政史』第 3 巻 (60) 以降も是正されることなく、昭和 60 年代を迎える

に至っている。

しかしながらこの昭和 60 年代を転機として、かかる研究手法上の制約は解消され、初めて星野家文書を使用した生糸直輸出研究に道が開かれている。即ち昭和49年(1974) 4 月開始の『群馬県史』編纂事業の進展に伴い、昭和 56 年 8 月以降、昭和 59 年 4 月まで断続的に星野家文書の部分的整理が試みられ、目録作成、および史料撮影が行われており、その最初の成果として昭和 60 年 3 月刊行、『群馬県史』資料編 23 産業 1 (蚕糸織物編)が公表されている ⁽⁶¹⁾。同書中、星野長太郎の事蹟に係る 4 項目、即ち「水沼製糸所」(306 - 350頁)、「亙瀬組」(350 - 376頁)、「精糸原社」(376 - 408頁)、「上毛繭糸改良会社」(409 - 450頁)が立項をみており、さらに星野長太郎関連の別の史料も掲載されている。 130 頁を越える翻刻の大部分は星野家文書である上、それら大半は従来知られることのなかった新出史料であった。従って当該分野の研究者にとっては、実に衝撃的内容であった筈である。因みにこの翻刻の成果は、平成元年(1989) 2 月刊行、『群馬県史』通史編 8 の中で部分的に使用されている(後述)。

なお『群馬県史』編纂事業と平行するかたちで、同時期、他の研究主体による近代星野家文書の調査・史料集刊行の試みがなされている。即ち当時明治大学教授であった加藤隆、カリフォルニア大学ロサンゼルス校 Researcher であった阪田安雄、産業能率短期大学非常勤講師であった秋谷紀男の三者は、昭和 56 年(1981) 12 月以降、近代星野家文書ならびに在米新井家文書 新井領一郎の長男・新井米氏によりカリフォルニア大学ロサンゼルス校に寄贈 の調査を本格化、史料集・論文集刊行に動き出している (※2)。そしてこの計画の第一弾として、昭和 62 年 7 月刊行、『日米生糸貿易史料』第 1 巻(近藤出版社、本文583頁)が世に出されている。「事蹟・経歴」(5 - 37頁)、「星野長太郎と水沼製糸所」(41 - 199頁)、「新井領一郎の渡米」(203 - 223頁)、「生糸直輸出の開始」(227 - 583頁)の 4 項からなるこの史料集は、合計 161 点もの関連史料を掲載、その圧倒的大多数は学界初紹介の新出史料である。殊に圧巻であるのは明治 9 年 3 月の渡米以降、明治 13 年 3 月に至る星野長太郎、新井領一郎兄弟の往復書翰であり、従来未解明であった生糸直輸出創始段階の状況が当事者の直接的史料を通じて明瞭に理解される。太平洋を隔てて 1 世紀の間、互いに照合されることのなかった兄弟の信書が、同一の紙面に脈絡を以て配列されたことの意義は大であり、生糸直輸出研究上、最高・最良の史料集がここに公刊をみたことになる。

因みに同書の第2巻では、カリフォルニア大学ロサンゼルス校所蔵の新井領一郎書翰、ならびに 米国連邦政府公文書館所蔵の関連史料を中心に史料が掲載される予定であり、さらに第3巻では編 者等による論文が掲載される予定であった⁽⁶³⁾。しかしながら第2、第3巻刊行の計画は、第1巻 刊行後の出版社の倒産のため頓挫を来しており、現在に至るまで出版の機会は訪れていない。実際 問題、阪田安雄の離米帰国、秋谷紀男の地方赴任(長岡女子短期大学)、さらに出版事情の悪化等 から共同研究・出版計画は放棄——この10年間、関係者は星野家を訪問していない——されたも のの如くである。

次に近代星野家文書を使用した研究として、星野家、および水沼製糸所の所在地・群馬県勢多郡

黒保根村による村誌編纂事業を紹介せねばならない。昭和57年(1982)4月開始、平成9年(1997)3月終了の『黒保根村誌』編纂事業の過程に於いては、先述の『群馬県史』編纂室の調査以上に精密な再調査・目録化が行われるに至っている(64)。その結果、星野家文書全体の5割前後にあたる1万3000点余の近世・近代文書目録(近世編は昭和62年3月、近代編は平成9年3月に刊行)が公刊されており、より精緻な史料把握が可能となっている。かかる研究環境の整備を踏まえて、黒保根村誌編纂室による史料翻刻が着々と進展をみている。そして、平成元年3月刊行、『黒保根村誌』資料編が世に送り出されている(65)。同書は全1冊(本文1069頁)に古代以降、近現代史料に至るまで盛り込む性格上、製糸業関連の史料は限定的掲載の域に止まるが(702-746頁)、その比重は星野長太郎、新井領一郎、そして水沼製糸所関連史料に置かれている。これら史料、ならびに分量的に掲載が見送られた史料は平成9年3月刊行、『黒保根村誌』2(近代・現代通史)の叙述で活用をみている。

ついで平成元年(1989) 2月刊行、『群馬県史』通史編8(産業・経済)について言及したい⁽⁶⁸⁾。右の『黒保根村誌』資料編とほぼ同時期に公刊された同書に於いては、当時東京大学教授であった石井寛治が「星野兄弟と水沼製糸所」(214 - 217頁)、「改良座繰の発展」(223 - 237頁)の両項目について叙述を行っている。その内容は、昭和47年9月刊行、石井寛治『日本蚕糸業史分析――日本産業革命研究序論――』(東京大学出版会)、および昭和61年4月刊行、同「明治期の群馬の生糸」(『群馬の生糸』みやま文庫)の要約となっている⁽⁶⁷⁾。従って生糸直輸出に関する新研究という要素は、乏しいように見受けられる。但し生糸直輸出研究上の文献として、長く参照されるべき新文献である。

以上の研究動向を回顧するとき、近年優秀な史料集が刊行をみたにもかかわらず、その積極的活用は後代の課題として残されている観がある。事実、史料上位、叙述下位という不均衡が是正され、適正化をみるまでには時日を要している。そしてこの孵卵期の後、遂に刊行をみたのが『黒保根村誌』2(近代・現代通史)所載の新業績である。即ち平成9年(1997)3月刊行、「水沼製糸所と星野長太郎」(69-197頁)、「改良座繰製糸社互瀬組の組織と活動」(197-244頁)の2項目の叙述を通じて、国文学研究資料館教授丑木幸男は、水沼製糸所創立以降、明治30年代前半までの軌跡――記述の中心は明治10年代であるが――を星野家文書、新井家文書の双方を使用しつつ、初めて明瞭に跡づけており、先行研究の水準を凌駕する力作を著している(®)。この合計176頁にも及ぶ研究にあっては、星野家の来歴や星野長太郎、新井領一郎兄弟の事蹟が適切に把握された上で、水沼製糸所、互瀬組の経営分析が施されており、しかも単なる金融・収支の一面に偏することなく、工場組織の変遷や工女、その他使用人の労働実態についても、豊富な史料と分析表を提示、詳密なる言及がなされている。また明治初年、生糸直輸出取行当時の生糸売買の実情に関しても、『日米生糸貿易史料』第1巻の成果を主、星野家文書の新出史料を従とする史料引用の下、言及がなされている。明治10年代後半以降の生糸直輸出については、手薄な観を否めないが、これは『日米生糸貿易史料』第2巻以下が未刊の故、致し方ないことであろう。しかしながらこの研究は、水沼製

糸所および亙瀬組に関してはまさに画期的業績であり、学界に裨益すること甚だ大である。丑木幸男の研究に比すれば、『群馬県史』通史編8の概述は簡略にすぎ、加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男三者の企図が時と場所、人をかえてここに実現したものと評し得る。

丑木幸男の研究は、確かに明治 20 年代以降に関する叙述に乏しく、また精糸原社、上毛繭糸改良会社、横浜同伸会社、横浜生糸合名会社等、群馬県一県、または全国規模の企業については、僅かな言及に止まる。これは『黒保根村誌』という性格上、致し方ないことかも知れないが、水沼村、黒保根村という小地域を離れた水準の星野長太郎の公私にわたる活動については、記述が少ないと言わねばならない。例えば筆者が嗣出の本論文で検討を行うが如き星野長太郎以下、蚕糸業者・生糸直輸出業者による斯業保護請願、ならびに立法制定運動に関しても、分析の対象外となっており、筆者の1論文の要旨が1頁弱、掲げられるに止まる(197頁)(69)。それにもかかわらず筆者は丑木幸男の業績が従来の水沼製糸所、および亙瀬組に関する叙述の全てを凌駕した、現時点では最高水準の研究であることを確信しており、筆者の学ぶべき点は多いと考えている。

最後に研究という範疇には入らないものの、近代星野家、ならびに新井領一郎に関する伝記的文献を2点紹介しておきたい。まず第1は、Haru:Matsukata:Reischauer 女史が著した Samurai and Silk — A Japanese and American Heritage — (Harvard University Press, 1986)である (**の)。高名な歴史家にして、元駐日米国大使であった Edwin O.Reischauer の夫人である女史は、新井領一郎、そして元勲松方正義の孫にもあたる。本書はこのふたりの祖父を中心とする伝記であり、その中で Rioichiro Arai の章が全 371 頁の 3 分の 1 程度を占めている。(原書153 - 259頁)。本書の執筆にあたり女史は、星野長太郎直系の孫の星野愷・杉崎静代両氏、ならびに新井領一郎の長男の新井米氏から提供された史料を参考にしつつ、夫の助言の下、新井領一郎の伝記を纏め上げており、本章を含むこの伝記集は昭和 61 年、Harvard University Press より刊行をみている。本書は星野家の歴史、さらに水沼製糸所創立以降、生糸直輸出敢行に至る経緯についても言及、そして明治9年3月、新井領一郎の渡米から昭和14年4月、滞米・逝去に至るまでの叙述を含む。なお邦訳は昭和62年11月、『絹と武士』(広中和歌子訳、文藝春秋社)という表題の下、刊行をみている (***の)。現在、忘れ去られたに等しい星野長太郎、新井領一郎兄弟の事蹟を、初めて米国、そして日本の読書界に知らしめた功績は大であると言わねばならない。

次に第2は、平成8年(1996)9月刊行、阪田安雄『明治日米貿易事始――直輸の志士・新井領一郎とその時代――』(東京堂出版、全418頁)である「空。平成2年、35年間にも及ぶ在米研究生活から離れて帰国した阪田安雄は、大阪学院大学教授に就任しているが、本書は財団法人森村豊明会の支援の下、刊行をみた新井領一郎の伝記であり、明治9年9月、生糸直輸出開始前後から、明治13年12月、横浜同伸会社創立直前までを扱った一般向けの文献である。従って本書は、昭和14年4月逝去に至るまで、米国実業界を舞台に活躍した新井領一郎の長い生涯のうち、生糸直輸出草創期の数年間に焦点をあわせて綴られた伝記であり、『日米生糸貿易史料』第1巻の成果を踏まえて執筆されている。本書は当然、星野家の歴史や星野長太郎と水沼製糸所について十分な記述

を割いているが、同時に新井領一郎渡米当時の米国絹織物業界の情勢についても、1章を割き (「産業都市パターソン」41 - 92頁)、詳述がなされており、直輸出生糸を受け入れた米国側の事情 についても極めて有益な叙述がなされている。一般向けの図書という性格上、星野長太郎、新井領 一郎間の往復書翰の引用の大半は、現代日本語訳のかたちで掲載をみるが、それにもかかわらず直 輸出敢行当時の状況が活写されている。

但し本書には校正の不備によるものであろうか、多量の誤記、誤植がみられる。例えば前半の200頁に限定しても、60箇所以上の不都合な箇所を指摘し得る。また誤植ではなく阪田安雄の誤解に基づくものであろうが、新井領一郎の養父を「新井系策」と表記したり(109、129、153各頁)、星野長太郎、新井領一郎兄弟の重要な支援者を「速水賢曹」と表記したり(14、107、117、134、141、143、162、163、164、165、166、167、169、170、171、181各頁)している。これは林董を「林薫」と綴ったり(96頁)、勝海舟を「勝海洲」と綴ったり(104頁)、赤城山を「赤木山」と綴る誤記(110頁)とは自ら性格を異にしており、本書の信頼性に悪影響を及ぼすものである。

また藤本實也を「元横浜税関長」と誤述したり(115頁)、明治7年8月当時、熊谷県権令であった楫取素彦の職名を「群馬県令」と誤述したり(169頁)、星野長太郎を破産者として誤述したり(15、412各頁。家産整理と破産の区別を取り違えているものか)、在京時代の星野長太郎書翰・記録は「星野本家に移管されることはなかった」と記述したり(412 - 413頁)と、問題のある誤記が見受けられる。従って筆者は、近い将来改訂版が出されることを願っている。

以上、近代星野家文書を使用した主要業績、および関連文献について検証を加えてきた。これら 業績・文献をも含めて、星野家、乃至星野長太郎、新井領一郎兄弟の事蹟について、直接的、間接 的に言及する文献――近世星野家関連の文献も含む――は、表2に示すように決して少数に止まる 訳ではない。

しかしながらこれら文献の中には、原史料によらない断片的叙述に終始するか、または水沼製糸 所創業から直輸出開始当時の叙述に力点を置く余り、他の重要側面を捨象するが如き傾向を帯びて いるものも存在している。また筆者が提起してきた生糸直輸出運動史研究という視点は、希薄であ るか、または皆無であると思われる。それ故、筆者が以下展開する嗣出論文の考察は、先行研究の 学恩を十分に被りつつも、それらとは一線を画しており、挙て独自の分析視角、問題関心による研 究であることを、ここに示しておきたい。

それでは以上の確認を踏まえつつ、号を改めて本論文の主題に関して検討を加えていきたい。 (とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授)

表 2 星野家および星野長太郎関連文献一覧(主要研究・関連文献)

	年月	執筆・刊行	研 究 ・ 文 献 名 称	掲載雑誌等名称	備考
1	明治31年8月 佐野 瑛		『大日本蚕史』正史		
2	33年5月	大塚良太郎	『蚕史』前編		
3	7月	大塚良太郎	『蚕史』後編		
4	36年9月	群馬県内務部	『群馬県蚕糸業沿革調査書』		
5	昭和10年2月	藤本 實也	『日本蚕史業史』第1巻	(大日本蚕糸会)	生糸貿易史
6	4月	藤本 實也	『日本蚕糸業史』第2巻	(大日本蚕糸会)	製糸史
7	12年6月	大日本蚕糸会信濃支会	『信濃蚕糸業史』下巻		製糸編
8	14 年 12 月	藤本 實也	『開港と生糸貿易』下巻		刀江書院
9	26年8月	群馬県議会	『群馬県議会史』第1巻		
10	28年3月	群馬県議会	『群馬県議会史』第2巻		
11	29年12月	群馬県蚕糸業協会	『群馬県蚕糸業史』下巻		
12	30年8月	群馬県蚕糸業協会	『群馬県蚕糸業史』上巻		
13	33年3月	勢多郡誌刊行委員会	「勢多郡誌」		
14	12月	農林大臣官房総務課	『農林行政史』第3巻		
15	34年1月	山田 武麿	「近世養蚕地帯における地主制 の展開と賃挽製糸形態」	『土地制度史学』第2号	
16	36年3月	横浜市	『横浜市史』第3巻上		
17	40 年 12 月	横浜市	『横浜市史』第4巻上		
18	12月	通商産業省	『商工政策史』第5巻		
19	42年4月	海野 福寿	『明治の貿易』		塙書房
20	43年3月	通商産業省	『商工政策史』第15巻		
21	46年3月	横浜市	『横浜市史』第5巻上		
22	47年9月	石井 寛治	『日本蚕糸業史分析』		東京大学出版会
23	48年1月	祖田 修	『人物叢書前田正名』		吉川弘文館
24	55年12月	祖田修	『地方産業の思想と運動 - 前田 正名を中心にして - 』		ミネルヴァ書房
25	60年2月	前橋市	『前橋市史』第6巻		
26	3月	群馬県	『群馬県史』資料編23		産業 1
27	12月	前橋市	"前橋市史』第7巻		
28	61年	Haru M.Reischauer	Samurai and Silk		Harvard uni- versity Press
29	62年3月	黒保根村	『資料所在目録』Ⅱ		星野家文書 1
30	3月	加藤隆	「明治初期における生糸直輸出 の展開」	『明治大学社会科学研究所紀要』 25 - 2	
31	3月	井出 徹	「近世後期における農村支配機 構 - 上州の郡中取締制を中心に - 」	『群馬歴史民俗』第9号	
32	62年7月	加藤 隆 他2名	『日米生糸貿易史料』第1巻		近藤出版社
33	63年2月	群馬県	『群馬県史』通史編8		近代・現代7
34	平成元年1月	丑木 幸男 他1名	『群馬県の百年』		山川出版社
35	3月	黒保根村	『黒保根村誌』資料編		

	年 月	執筆・刊行	研 究 ・ 文 献 名 称	掲載雑誌等名称	備考
36	平成元年11月	富澤 一弘	「星野長太郎と前期直輸立法制 定運動」	『群馬歴史民俗』第11号	
37	2年8月	群馬県	 		近世 1
38	3年10月	群馬県	群馬県史』通史編 5		近世 2
39	4年6月	富澤 一弘	「生糸直輸出奨励法の成立と星 野長太郎」	『日本歴史』第529号	吉川弘文館
40	5年3月	板橋 春夫	「上州水沼村星野家にみる近世 後期の歳時習俗 - 現行習俗との 比較を通じて - 」	『群馬歴史民俗』第14号	
41	6年3月	富澤 一弘	「星野長太郎と前期直輸立法制 定運動史」	『西垣晴次先生退官記念 宗教 史・地方史論纂』	刀水書房
42	3月	佐藤 孝之	「上州桐生領における永高制の 変遷―山中入地域を対象に―」	『群馬歴民民俗』第15号	
43	3月	丑木 幸男	「豪農経営の展開 - 上州水沼星 野家の経営 - 」	『ぐんま史料研究』第2号	
44	7年3月	富澤 一弘	「其日録「星野朋寛日記」の紹介と翻刻」	『目白大学人文学部紀要 地域 文化篇』第1号	
45	3月	丑木 幸男	「豪農による生糸直輸出」	『史境』第30号	
46	7月	丑木 幸男	『蚕の村の洋行日記』		平凡社
47	9月	富澤 一弘	「蚕種検査法案をめぐる信濃蚕 種組合の動向 - 第1議会期を中 心に - 」	『信濃』第47巻第9号	
48	8年1月	太田 貞祐	『足尾銅山吹所世話役 星野七郎右衛門』		ユーコン企画
49	1月	富澤 一弘	「輸出税撤廃運動をめぐる地方 蚕糸業者の動向 - 第1議会期を 中心に - 」	NOVITAS』第5号	高崎経済大学 学会
50	9月	阪田 安雄	明治日米貿易事始 - 直輸の志士・新井領一郎とその時代—』		東京堂出版
51	9年2年	加藤 隆	「上州・民間器械製糸の先駆者星野 長太郎の伊仏蚕糸業視察―明治初 期海外進出の企業者活動―」	欧経論叢』第65巻第3・4号 (合併号)	明治大学政治 経済研究所
52	3月	黒保根村	『黒保根村誌』1		総論・近世
53	3月	黒保根村	『黒保根村誌』2		近代・現代1
54	3月	黒保根村	『黒保根村誌』3		近代・現代 2
55	3月	黒保根村	『黒保根村誌』 4		近代・現代3
56	3月	黒保根村	『資料所在目録』Ⅲ		星野家文書 2
57	4月	富澤 一弘	『政友特報』発見と星野家」	『政友特報』第1巻	芙蓉書房出版
58	5月	西垣晴次・丑木幸男・ 山本隆志	「群馬県の歴史』		山川出版社
59	11年2月	富澤 一弘	「初期議会期における蚕種検査 法案反対運動の軌跡」	『近代群馬の蚕糸業』	日本経済評論 社

	年 月	執筆・刊行	研究・文献名称 掲載雑誌等名称	備考
60	平成12年4月	富澤 一弘	「近代日本および群馬の蚕糸業 一明治初期〜昭和初期の統計資 料を中心に一」	群馬県立日本 絹の里
61 62	13年11月 14年9月	丑木 幸男 富澤 一弘	『地方名望家の成長』 「生糸直輸出奨励法研究の前提」 『高崎経済大学論集』第44巻第2 号	柏書房

註

- (1)「(戸籍抄本)」明治33年10月2日(星野家文書 近代未整理文書)。
- (2) 富澤一弘「星野家の沿革」(『政友特報』第1巻、芙蓉書房出版、平成9年4月) 10 11頁。
- (3)「宗門御改帳」慶応4年3月(星野家文書 近世文書番号44-548)。星野長太郎は註(1)によれば、慶応3年元旦、家督を相続している。時に父45歳、当人23歳のことであった(数え年)。尤もこれは父の完全引退を意味するものではなく、郡中取締役、足尾銅山吹所世話役の両役儀は、相変らず父が担っていた。なお、本史料によれば、星野長太郎は慶応4年3月、年寄見習、および足尾銅山吹所世話役見習を務めている。
- (4) 佐藤孝之「社会の変動と村むらの動向」(『黒保根村誌』1、黒保根村、平成9年3月) 644 655頁、および 丑木幸男「幕末・維新期の村むら」(『黒保根村誌』1、黒保根村、平成9年3月) 735 - 752、759 - 772各頁。
- (5)『黒保根村誌』資料編(黒保根村、平成元年3月)135-142頁、および丑木幸男「幕末・維新期の村むら」 (『黒保根村誌』1、黒保根村、平成9年3月)785-787頁。
- (6) 加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男『日米生糸貿易史料』第1巻(近藤出版社、昭和62年7月)19-21頁。
- (7) 福澤諭吉『福翁自伝』(岩波文庫、昭和53年10月)151-154頁。
- (8) 『黒保根村誌』資料編(黒保根村、平成元年3月)142頁。
- (9) 註(6) と同。
- (10) 註 (8) 141-142頁。
- (11) 星野家当主杉崎静代氏談。杉崎静代氏(大正5年2月5日出生)は、星野長太郎直系の孫にあたり、厖大な星野家文書の保存・管理にあたられている。なお星野家の家宝とは、先祖伝来の刀工用金敷である。
- (12)「日誌綴込」慶応4年6月19日条(星野家文書 近代文書番号1860)。
- (13) 註 (12) と同。
- (14)「要事綴込」慶応4年8月条(星野家文書 近代文書番号1592)。
- (15)「日記」明治元年 9 月 14 日、 10 月 11 日、 10 月 13 日各条(星野家文書 近代文書番号 1862)。
- (16)「履歴」(星野長太郎) 年月日欠(星野家文書 近代未整理文書)、および『明治史料顕要職務補任録』(柏書房、昭和42年12月) 164頁。
- (17) 註(15) 慶応4年6月26日条。
- (18) 加藤隆「解題」(註(6)解題)29頁。
- (19)「履歴」(星野長太郎) 明治 26 年 4 月 (星野家文書 近代未整理文書)。
- (20) 佐藤孝之「近世社会の形成と村の成立」(『黒保根村誌』1、黒保根村、平成9年3月)366-367頁。水沼村の田畑、屋敷の合計は僅々46町歩余、そのうち田方は8反余(1分7厘)に過ぎず、畑方も下畑、下々畑、山畑の如き生産力に劣る耕地が39町歩余(8割3分5厘)を占めている。急峻な山地に位置する山中入十八箇村は、いずこも同様である(『上野国郡村誌』3、群馬県文化事業振興会、昭和54年7月)。
- (21) 註(19) と同。
- (22) 註(1) と同。
- (23) 註 (19) と同、および「速水堅曹履歴抜萃 自記 甲号」明治 5 年 7 月 2 日、9 月 27 日、明治 6 年 1 月 28 日各条(埼玉県越谷市大杉町、速水益男氏所蔵 群馬県立文書館寄託)。藤本實也「開港以後の製糸業」(『日本蚕糸業史』第 2 巻 製糸史、大日本蚕糸会、昭和10年 4 月)50 52、68 69各頁。
- (24) 註(19) と同。

- (25) 註(18)40頁。
- (26) 註(19) と同、および大塚良太郎『蚕史』前編 (富桑園、明治33年5月)340-342頁。
- (27) 註(6)59-81頁。
- (28) 註 (6) 14-21、204各頁。
- (29) 註(6) 14-18、203-210各頁。
- (30) 註(29) と同。
- (31) 註(6) 59-62頁、および大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)342-345頁。
- (32) 註(6) 59頁、および『農務顯末』第3巻(農林省、昭和30年2月) 1000 1009頁。
- (33) 註(6) 213 215頁、および大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月) 373 374頁。
- (34) 註 (6) 215-217頁。
- (35) 註(6)218-224頁。
- (36) 註(6) 221 222、233 236各頁。
- (37) 註(6)227頁。
- (38) 註(6)227-230頁。
- (39) 註(38) と同、および大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)374-376頁。
- (40) 註 (6) 233頁。
- (41) 註 (6) 228-230頁。
- (42) 註 (6) 238 239頁、および橋本重兵衛『生糸貿易之変遷』(丸山舎、明治 35 年 12 月) 74 75頁。
- (43) 註(6) 236-237頁、および註(19)。
- (44)「(新井領一郎宛星野長太郎書翰)」明治9年8月(星野家文書 近代未整理文書)。
- (45) 註(6) 240 241頁、および大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月) 376頁。
- (46) 藤本實也「米国直輸出」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)161-163頁、および同「生糸直輸出の嚆矢」(「開港と生糸貿易」下巻、刀江書院、昭和14年12月)473-478頁。後者477頁には、この英文書翰の和訳が添えられている。
- (47) 註(6) 241 244頁、および大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月) 375 376頁。
- (48) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)373頁、および藤本實也「米国直輸出」(『日本蚕糸業史』 第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)161-163頁、同「生糸直輸出の嚆矢」(『開港と生糸貿 易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)473-483頁。
- (49) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)446-447頁、および藤本實也「邦人の生糸輸出業」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)198-205頁、同「邦人生糸輸出業の勃興」 (『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)492-502頁。
- (50)「蚕業家町田 星野の両氏」(『大日本蚕糸会報』第63号、大日本蚕糸会、明治30年9月)61-62頁。
- (51) 『資料所在目録』Ⅱ (黒保根村、昭和 62 年 3 月)、『資料所在目録』Ⅲ (黒保根村、平成 9 年 3 月)。
- (52) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)340-345、373-377各頁。
- (53) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月) 343 345頁。
- (54) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月) 374-377頁。
- (55) 藤本實也「生糸直輸出」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月) 159 167頁、および同「生糸直輸出の嚆矢」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月) 468 492頁。
- (56) 藤本實也「生糸直輸出」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)161-163頁、同「第三期 就緒時代」(同上)167-170頁、同「生糸荷預所と内外商の葛藤」(同上)189-198頁、同「邦人の生糸輸出業」(同上)198-204頁、同「日清戦争と生糸貿易」(同上)231-238頁、同「生糸直輸出奨励法実施と廃棄」(同上)258-264頁。
- (57) 藤本實也「開港以後の製糸業」(『日本蚕糸業史』第2巻 製糸史、大日本蚕糸会、昭和10年4月)50-52、6 8-69、84-91、104-108各頁。
- (58) 藤本實也「折返糸及座繰糸の改良」(「開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和 14 年 12 月) 212 234頁、同「米国費府博覧会」(同上) 250 260頁、同「邦人の生糸輸出業」(同上) 468 483、492 502各頁、同「内外生糸商間の葛藤」(同上) 590 626頁、同「蚕糸業の保護奨励」657 679頁。
- (59) 『群馬県蚕糸業史』上巻(群馬県蚕糸業協会、昭和30年8月)。
- (60) 『農林行政史』第3巻 (農林協会、昭和33年12月)。
- (61)『群馬県史』資料編23 (群馬県、昭和60年3月)。なお調査年月に関しては、『群馬県史研究』第15号(群馬

県、昭和57年2月) 119頁、および『群馬県史研究』第20号(群馬県、昭和59年12月) 113頁による。

- (62) 加藤隆「はしがき」(註(6)1-6頁)。
- (63) 註(62) と同。
- (64) 註(51) と同。
- (65)『黒保根村誌』資料編(黒保根村、平成元年3月)。
- (66)『群馬県史』通史編8 (群馬県、平成元年2月)。
- (67) 石井寛治『日本蚕糸業史分析—— 日本産業革命研究序論——』(東京大学出版会、昭和 47 年 9 月) 216 242頁、および同「明治期の群馬の生糸」(萩原進編 『群馬の生糸』群馬県立図書館内みやま文庫 昭和 61 年 4 月) 98 101、114 120、126 135各頁。
- (68) 丑木幸男「水沼製糸所と星野長太郎」(『黒保根村誌』 2、黒保根村、平成 9 年 3 月) 69 197頁、同「改良座繰製糸社亙瀬組の組織と活動」(同上) 197 244頁。
- (69) 富澤一弘「生糸直輸出奨励法の成立と星野長太郎」(『日本歴史』第 529 号、吉川弘文館、平成 4 年 6 月) 58 7 6頁
- (70) Haru = Matsukata = Reischauer, <u>Samurai and Silk A Japanese and American Heritage —</u> (Harvard University Press, 1986)
- (71) ハル=松方=ライシャワー『絹と武士』(広中和歌子訳、文藝春秋社、昭和 62 年 11 月)。
- (72) 阪田安雄『明治日米貿易事始―― 直輸の志士・新井領一郎とその時代――』(東京堂出版、平成8年9月)。